大 住 経 発 第 45 号 令 和 7 年 2 月 5 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大泉町長 村山 俊明

市町村名		大泉町					
(市町村コード)		(105244)					
地域名 (地域内農業集落名)	上小泉北部地区						
お業の針甲を取り	+ L 从 + _ 左 日 口	令和6年12月2日					
協議の結果を取り	まこめバミギガロ	(第2回)					

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地としてはまとまっているが、耕作者の農地が点在している箇所があり、トラクターやコンバインの移動が 不便な箇所が多い。

耕作物は米麦が中心であるが、野菜栽培をする農家も点在し、複合経営など効率的な農業経営を行っている農家も複数いるが、畑作物を生産している農地は土地の品質にこだわるため、交換、集約が難しいのが現状である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手、後継者の育成。
- ・若年農業者に対する認定農業者の取得や法人化への支援を行う。
- ・農地の集積や区画の拡大を図り、効率化、省力化を進め、中心経営体への集約を促進する。
- ・米麦中心の経営のほか、高収益作物との複合経営も取り入れ、やる気のある農家に継承していくため、 官民がサポートしていく。
- ・農業者の高齢化や後継者不足の中で、農地問題を解決していくため、地域の話し合いを行う。
- ・地産地消の推進を目指し、地元で生産した農産物を給食で利用したり、農業体験を通して農業への理解を深めてもらうような取組を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

×	域内の農用地等面積	52.2 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	52.2 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に耕作する面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2)農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。

(3)基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農用地の大区画化のため基盤整備を実施する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JAの実施している病害防除のための農薬の空中散布などの活用も視野に検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

Ī	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業	0	④畑地化·輸出等	⑤果樹等
ĺ	⑥燃料•資源作物等	⑦保全•管理等	0	⑧農業用施設		⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ④麦(畑作物)が連続して作付けられている水田は、畑地化を進める。
- ⑧地区内の農道・水路等の施設について、担い手及び地権者との話合いを行い連携協力し、適切に維持管理していく。